

社会保険ひろしま

第930号

- 【ご案内】被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて
(労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合)
- 【注意事項】被保険者資格取得届の個人番号欄はよくご確認のうえ、
記入してください
- 【お願い】社会保障協定の締結国へ派遣される方の手続きはお早めに
お願いします
- 【お願い】外国籍の従業員における厚生年金保険加入前後の国民年金に
係る手続き
- 【ご案内】年金相談で「多言語通訳サービス」がご利用いただけます
- 令和8年3月分(4月納付分)からの保険料率のお知らせ



職場内で回覧して下さい

広島県の状況

令和7年12月末

		厚生年金	健康保険
適用事業所数		62,275	61,331
船舶所有者数		245	317
被保険者数	男性	508,919人	380,974人
	女性	356,952人	284,771人
	船員	3,102人	3,387人

日本年金機構からのお知らせ

ご案内

被扶養者の認定における年間収入の取扱いについて（労働契約内容による年間収入が基準額未満である場合）

被扶養者の認定における年間収入については、扶養認定日が令和8年4月1日以降の被扶養者で、労働基準法第15条の規定に基づき交付される「労働条件通知書」等の労働契約による年間収入が以下の要件を満たす場合には、原則として、被扶養者に該当するものとして取り扱うことができますようになります。詳細は、裏面下部のURLまたは二次元コードより「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

<年間収入要件>

労働契約で定められた賃金から見込まれる年間収入が130万円未満（※）であり、かつ、他の収入が見込まれない場合であって、以下に該当するとき

- ・同居の場合：その収入が扶養者（被保険者）の収入の半分未満
- ・別居の場合：その収入が扶養者（被保険者）からの仕送り額未満

（※）60歳以上の者又は障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満（ただし、障害年金などの給与以外の収入があると、この方法は使えません。）。19歳以上23歳未満の場合（被保険者の配偶者を除く。）は150万円未満。

注意事項

被保険者資格取得届の個人番号欄はよくご確認のうえ、記入してください

「健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届」には、個人番号（マイナンバー）または基礎年金番号を記入してください。また、従業員等の方の個人番号を記入する際は、番号法に基づく本人確認（番号確認および身元確認）を必ず行ってください。

「個人番号（基礎年金番号）」欄に不備がある場合は、届書を返戻し、補正をお願いしています。届書をお返しすると手続きの完了までに時間がかかります。従業員等の方のマイナ保険証が利用できない等につながりますので、記入する個人番号等には誤りがないようにご注意ください。

健康保険 厚生年金保険 (兼)厚生年金保険		被保険者資格取得届 70歳以上被用者該当届		010525		080201	
被保険者 整理番号 21200	氏名 厚年 一郎	生年月日 010525	性別 ①男	取得 (該当) 年月日 080201	被扶養者 0. 無	①有	
個人 番号 基礎年 金番号	012345678910						

お願い

社会保障協定の締結国へ派遣される方の手続きはお早めをお願いします

日本と社会保障協定を結んでいる国（24カ国）へ派遣される方は、相手国の社会保障制度への加入が免除されます。免除されるためには、日本の社会保障制度に加入していることを証明する「適用証明書」の交付を日本年金機構から受け、相手国に提示または提出する必要があります。

例年4月から5月にかけて、「適用証明書交付申請書」等の提出が多くなります。適用証明書の発行までに通常よりも日数を要することがありますので、適用証明書が必要なことが判明次第、お早めにご提出ください。（電子申請も利用可能です。詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。）

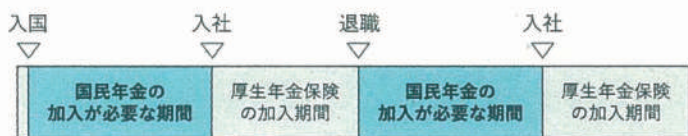
なお、「適用証明書交付申請書」または「適用証明期間継続・延長申請書」は、就労の開始予定年月日または延長開始年月日のおおむね6カ月前から提出が可能です（資格取得同時の場合を除きます）。

外国籍の方が日本に入国した場合、「入国から厚生年金保険加入までの期間」や、「退職により厚生年金保険の資格を喪失した後の期間」は、原則として国民年金の第1号被保険者となり、**保険料を納付する義務**があります。

(保険料を未納のままにすると、年金の受け取りや在留資格などの審査に影響が出る場合があります。)
 厚生年金保険に加入する前の期間について、国民年金の手続きが必要な方には、日本年金機構から封書をお送りしています。従業員の方から国民年金の相談があった場合は、お近くの年金事務所(国民年金課)で速やかに保険料の納付や免除申請の手続きを行うよう、ご案内願います。また、従業員の方が退職するときは、引き続き日本に住所を有する場合、国民年金の手続きが必要な旨お知らせ願います。

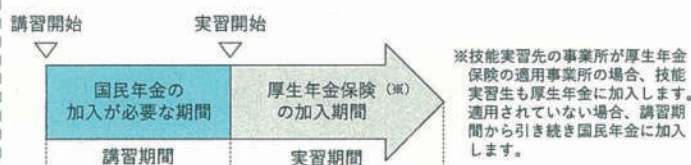
<国民年金加入イメージ図>

国民年金保険料の納付または免除申請が必要です!



(参考) 技能実習期間中に加入する公的年金

技能実習開始後は、「講習期間」と「実習期間」とで加入する年金制度が異なります。



※技能実習先の事業所が厚生年金保険の適用事業所の場合、技能実習生も厚生年金に加入します。適用されていない場合、講習期間から引き続き国民年金に加入します。

ご案内

年金相談で「多言語通訳サービス」がご利用いただけます

年金事務所の窓口に来訪された時や、ねんきんダイヤル・ねんきん加入者ダイヤル等の電話で年金相談をする際は、**無料の多言語通訳サービスが利用できます。**

外国語で相談したい従業員の方にぜひご紹介ください。

なお、多言語通訳サービスを利用する際のイメージ動画を日本年金機構ホームページに掲載しています。

詳しくは、下部左のURLまたは二次元コードから「日本年金機構からのお知らせ 特集ページ」をご確認ください。

<利用できる言語>

英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、インドネシア語、タイ語、ネパール語、ミャンマー語

<利用できる時間>

	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	第2土曜日
英語 ^{※1}	8:30~ 19:00 ^{※3}	8:30~17:15				9:30~ 16:00
英語以外 ^{※2}	8:30~17:15					利用できません

※1：第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29~1/3は利用できません。

※2：土・日・祝日、12/29~1/3は利用できません。

※3：月曜日が祝日の場合、翌日以降の平日の初日に19:00まで利用できます。

日本年金機構からのお知らせ特集ページ

「日本年金機構からのお知らせ」の補足情報等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kikou-oshirase.html>



日本年金機構 公式SNS

X (旧Twitter)



https://x.com/Nenkin_Kikou

Facebook



<https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278>



日本語

英語・やさしい日本語

<https://www.facebook.com/profile.php?id=61576205463510>

2602 1017 001 (全国)

令和8年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

・健康保険料率:令和8年3月分~適用
 ・介護保険料率:令和8年3月分~適用
 ・厚生年金保険料率:平成29年9月分~適用
 ・子ども・子育て支援金率:令和8年4月分(5月納付分)~適用

(単位:円)

標準報酬 等級	月額	報酬月額		全国健康保険協会健康保険料・介護保険料				子ども・子育て支援金		厚生年金保険料 (厚生年金基金加入員を除く)	
		円以上	円未満	介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		令和8年4月分(5月納付分) から納付いただきます		一般・市内・船員	
				9.78%		11.40%		0.23%		18.300%※	
		全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額
1	58,000	円以上	円未満	5,672.4	2,836.2	6,612.0	3,306.0	133.4	66.7		
2	68,000	63,000	73,000	6,650.4	3,325.2	7,752.0	3,876.0	158.4	78.2		
3	78,000	73,000	83,000	7,628.4	3,814.2	8,892.0	4,446.0	179.4	89.7		
4(1)	88,000	83,000	93,000	8,606.4	4,303.2	10,032.0	5,016.0	202.4	101.2	16,104.00	8,052.00
5(2)	88,000	93,000	101,000	9,584.4	4,792.2	11,172.0	5,586.0	225.4	112.7	17,934.00	8,967.00
6(3)	104,000	101,000	107,000	10,171.2	5,085.6	11,856.0	5,928.0	239.2	119.6	19,032.00	9,516.00
7(4)	110,000	107,000	114,000	10,758.0	5,379.0	12,540.0	6,270.0	253.0	126.5	20,130.00	10,065.00
8(5)	118,000	114,000	122,000	11,540.4	5,770.2	13,452.0	6,726.0	271.4	135.7	21,594.00	10,797.00
9(6)	126,000	122,000	130,000	12,322.8	6,161.4	14,384.0	7,192.0	289.8	144.9	23,058.00	11,529.00
10(7)	134,000	130,000	138,000	13,105.2	6,552.6	15,276.0	7,638.0	308.2	154.1	24,522.00	12,261.00
11(8)	142,000	138,000	146,000	13,887.6	6,943.8	16,188.0	8,094.0	326.6	163.3	25,986.00	12,993.00
12(9)	150,000	146,000	155,000	14,670.0	7,335.0	17,100.0	8,550.0	345.0	172.5	27,450.00	13,725.00
13(10)	160,000	155,000	165,000	15,648.0	7,824.0	18,240.0	9,120.0	368.0	184.0	29,280.00	14,640.00
14(11)	170,000	165,000	175,000	16,626.0	8,313.0	19,380.0	9,690.0	391.0	195.5	31,110.00	15,555.00
15(12)	180,000	175,000	185,000	17,604.0	8,802.0	20,520.0	10,260.0	414.0	207.0	32,940.00	16,470.00
16(13)	190,000	185,000	195,000	18,582.0	9,291.0	21,660.0	10,830.0	437.0	218.5	34,770.00	17,385.00
17(14)	200,000	195,000	210,000	19,560.0	9,780.0	22,800.0	11,400.0	460.0	230.0	36,600.00	18,300.00
18(15)	220,000	210,000	230,000	21,516.0	10,758.0	25,080.0	12,540.0	506.0	253.0	40,260.00	20,130.00
19(16)	240,000	230,000	250,000	23,472.0	11,736.0	27,360.0	13,680.0	552.0	276.0	43,920.00	21,960.00
20(17)	260,000	250,000	270,000	25,428.0	12,714.0	29,640.0	14,820.0	598.0	299.0	47,580.00	23,790.00
21(18)	280,000	270,000	290,000	27,384.0	13,692.0	31,920.0	15,960.0	644.0	322.0	51,240.00	25,620.00
22(19)	300,000	290,000	310,000	29,340.0	14,670.0	34,200.0	17,100.0	690.0	345.0	54,900.00	27,450.00
23(20)	320,000	310,000	330,000	31,296.0	15,648.0	36,480.0	18,240.0	736.0	368.0	58,560.00	29,280.00
24(21)	340,000	330,000	350,000	33,252.0	16,626.0	38,760.0	19,380.0	782.0	391.0	62,220.00	31,110.00
25(22)	360,000	350,000	370,000	35,208.0	17,604.0	41,040.0	20,520.0	828.0	414.0	65,880.00	32,940.00
26(23)	380,000	370,000	395,000	37,164.0	18,582.0	43,320.0	21,660.0	874.0	437.0	69,540.00	34,770.00
27(24)	410,000	395,000	425,000	40,098.0	20,049.0	46,740.0	23,370.0	943.0	471.5	75,030.00	37,515.00
28(25)	440,000	425,000	455,000	43,032.0	21,516.0	50,160.0	25,080.0	1,012.0	506.0	80,520.00	40,260.00
29(26)	470,000	455,000	485,000	45,966.0	22,983.0	53,580.0	26,790.0	1,081.0	540.5	86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000	515,000	48,900.0	24,450.0	57,000.0	28,500.0	1,150.0	575.0	91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000	545,000	51,834.0	25,917.0	60,420.0	30,210.0	1,219.0	609.5	96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000	575,000	54,768.0	27,384.0	63,840.0	31,920.0	1,288.0	644.0	102,480.00	51,240.00
33(30)	590,000	575,000	605,000	57,702.0	28,851.0	67,260.0	33,630.0	1,357.0	678.5	107,970.00	53,985.00
34(31)	620,000	605,000	635,000	60,636.0	30,318.0	70,680.0	35,340.0	1,426.0	713.0	113,460.00	56,730.00
35(32)	650,000	635,000	665,000	63,570.0	31,785.0	74,100.0	37,050.0	1,495.0	747.5	118,950.00	59,475.00
36	680,000	665,000	695,000	66,504.0	33,252.0	77,520.0	38,760.0	1,564.0	782.0		
37	710,000	695,000	730,000	69,438.0	34,719.0	80,940.0	40,470.0	1,633.0	816.5		
38	750,000	730,000	770,000	73,350.0	36,675.0	85,500.0	42,750.0	1,725.0	862.5		
39	790,000	770,000	810,000	77,262.0	38,631.0	90,060.0	45,030.0	1,817.0	908.5		
40	830,000	810,000	855,000	81,174.0	40,587.0	94,620.0	47,310.0	1,909.0	954.5		
41	880,000	855,000	905,000	86,064.0	43,032.0	100,320.0	50,160.0	2,024.0	1,012.0		
42	930,000	905,000	955,000	90,954.0	45,477.0	106,020.0	53,010.0	2,139.0	1,069.5		
43	980,000	955,000	1,005,000	95,844.0	47,922.0	111,720.0	55,860.0	2,254.0	1,127.0		
44	1,030,000	1,005,000	1,055,000	100,734.0	50,367.0	117,420.0	58,710.0	2,369.0	1,184.5		
45	1,080,000	1,055,000	1,115,000	105,624.0	52,812.0	123,120.0	61,560.0	2,484.0	1,242.0		
46	1,130,000	1,115,000	1,175,000	110,514.0	55,257.0	128,820.0	64,410.0	2,599.0	1,299.5		
47	1,180,000	1,175,000	1,235,000	115,404.0	57,702.0	134,520.0	67,260.0	2,714.0	1,357.0		
48	1,230,000	1,235,000	1,295,000	120,294.0	60,147.0	140,220.0	70,110.0	2,829.0	1,414.5		
49	1,330,000	1,295,000	1,355,000	130,174.0	65,037.0	151,620.0	75,810.0	3,059.0	1,529.5		
50	1,380,000	1,355,000	1,415,000	135,064.0	67,482.0	157,320.0	78,660.0	3,174.0	1,587.0		

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までであり、健康保険料率(9.78%)と子ども・子育て支援金率(0.23%)に介護保険料率(1.62%)が加わります。
 ◆等級欄の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
 4(1)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
 35(32)等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
 ◆令和8年度の全国健康保険協会の任意継続被保険者における標準報酬月額の上限は、320,000円です。

○被保険者負担分(表の折半額の欄)に円未満の端数がある場合
 ①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
 ②被保険者が、被保険者負担分を事業主へ現金で支払う場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
 (注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合は、特約に基づき端数処理をすることができます。
 ○納入告知書の保険料額
 納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額になります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
 ○賞与に係る保険料額
 賞与に係る保険料額は、賞与額から1,000円未満の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗じた額となります。
 また、標準賞与の上限は、健康保険、介護保険及び子ども・子育て支援金は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの累計額。)となり、厚生年金保険と子ども・子育て支援金は月間150万円となります。
 ○子ども・子育て拠出金
 事業主の方は、児童手当の支給に要する費用等の一部として、子ども・子育て拠出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
 この子ども・子育て拠出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、拠出金率(0.36%)を乗じて算出された額となります。

加入者・事業主の皆さまへ
 事業所内で回覧をお願いいたします。

けんぽともしっかり健康をもっと!

広島支部

令和8年3月分(4月納付分)からの
保険料率のお知らせです

健康保険料率

現行 9.97% ▶ 令和8年3月分~ 9.78%

(全国平均保険料率の0.1%引下げ効果を含む)

介護保険料率 現行 1.59% ▶ 令和8年3月分~ 1.62%

子ども・子育て支援金率 現行 0.23% ▶ 令和8年4月分より新たにスタート

※令和8年4月分(5月納付分)より子ども・子育て支援金制度が始まります。
 ※健康保険料、介護保険料、子ども・子育て支援金は労使折半となります。
 ※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率と子ども・子育て支援金率に介護保険料率が加わります。
 ※賞与については、支給日が3月1日分から変更後の保険料率が適用されます。
 ※任意継続被保険者の方は、令和8年4月分の保険料率から変更となります。

健康保険料率9.78%のうち、6.54%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.24%分は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

★保険料は、納付期限までに納めていただくようお願いいたします。★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。
 ★ご加入の支部は資格情報のお知らせ等の「保険者名称」をご確認ください。(居住する都道府県とは異なることがあります。)

皆さまの健康を 未来につなぐために。

いきいきと働き続けるためには、
日々の健康が大切。
また、健康を保つことは、医療費や保険料率を
抑えることにもつながります。
あなたの健康を未来につなぐため、
日々の健康づくりに取り組みましょう。



「保険料率」の仕組みってどんなもの?



実は! 保険料率は都道府県支部ごとに
決まっています、毎年改定されます!

保険料率は都道府県支部ごとの
医療費水準等に基づいて
決定しています。

つまり医療費を抑えることなどで、
保険料率を引き下げることができます。

都道府県単位保険料率は、都道府県支部ごとの年齢構成や所得水準の
差等を調整した上で、当該都道府県支部の加入者1人当たりの医療費に
基づいて毎年算出され、改定されています。

※現役世代の負担軽減、中小企業を取り巻く厳しい状況などの現在の社会経済
情勢などを踏まえ、令和8年度の全国平均の保険料率を0.1%引き下げました。



1分でかんたん!

あなたの保険料 をチェック!

加入支部と標準報酬月額を選べば!
あなたの保険料額がわかります。

Check!

こちらの保険料率
サイトでチェック!



インセンティブ制度をご存じですか?

皆さまの健康への取組が、保険料率の引下げにつながります!

協会けんぽでは、加入者・事業主の皆さまの取組が保険料率の引下げにつながる
「インセンティブ制度」を取り入れています。
5つの指標について、各支部の取組のランク付けが行われ、
上位15支部に入ると保険料率が引き下げられます。



インセンティブ制度 5つの指標

皆さまにご協力いただきたい!



指標1

特定健診等の 実施率

健康状態を確認
するために健診を
毎年受けましょう。



指標2

特定保健指導の 実施率

生活習慣を改善する
ために特定保健指導を
受けましょう。



指標3

特定保健指導 対象者の減少率

健康的な生活を
心がけ、生活習慣を
見直しましょう。



指標4

要治療者の 医療機関受診率

早期受診で
重症化を
防ぎましょう。



指標5

ジェネリック医薬品の 使用割合

ジェネリック
医薬品を積極的に
使いましょう。

まずは健診!

加入者・事業主の皆さまの取組で医療費の伸びを抑えることができれば
保険料率の伸びを抑えることができます。
保険料率の伸びを抑えるためには、
皆さまに健康づくりに取り組んでいただくことが重要です。



協会けんぽの健診がさらに手厚く、新しく! 詳しくはこちら ▶



「子ども・子育て支援金制度」が始まります。

令和8年4月より、子育て世代を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、
子ども・子育て支援金制度が始まります。詳しくはこども家庭庁ホームページをご覧ください。

こども家庭庁
ホームページ



事業主・ご担当者の皆さまへのお願い

従業員の皆さまに、保険料率の仕組みや健康づくりについて
ご理解いただけるよう、積極的なお声かけをお願いいたします。



「電子申請サービス」
が始まりました!

